

令和5年度 消防設備士試験案内



一般財団法人 消防試験研究センター群馬県支部
〒371-0854 前橋市大渡町一丁目10番7号
群馬県公社総合ビル5階
Tel(027)280-6123 Fax(027)280-6124

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により群馬県知事から委任された、消防設備士試験を次のとおり実施します。

- 1 電子申請（インターネットからの受験申請）をご利用いただけます。
くわしくは、（一財）消防試験研究センターホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.shoubo-shiken.or.jp>
- 2 試験当日は、受験票（写真貼付）を必ず持参してください。
受験票をお持ちでない方は、受験できません。
詳しくは、5頁以下をご覧ください。
- 3 試験日程につきましては、1頁をご覧ください。
- 4 試験日程や会場は、災害その他の事由により変更になる場合がありますので、必ず当センターホームページなどでご確認ください。

試験案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意した上でお申込みください。申し込まれた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

消防設備士免状の写真は、交付の日から10年目に更新（書換え）の手続が必要となります。既に10年が経過している方も更新（書換え）ができますので、速やかに手続をしてください。

また、過去の試験に合格されている方は、免状交付の有無にかかわらず、試験の結果は有効ですので、新規交付（又は再交付）することができます。

ご不明な点等がありましたら、当センターにお気軽にご相談ください。

1 試験の日程

	試験日	受験願書受付期間	合格発表(予定)	免状交付申請期限(予定)	免状交付日(予定)
前期	① 8月26日(土) 午後	(書面申請) 7月3日(月)～7月14日(金)	9月28日(木)	10月11日(水)	10月24日(火)
	② 8月27日(日) 午前・午後	(電子申請) 6月30日(金)～7月11日(火)			
後期	令和6年 ① 1月13日(土) 午後	(書面申請) 11月20日(月)～12月1日(金)	令和6年 2月15日(木)	令和6年 2月28日(水)	令和6年 3月12日(火)
	② 1月14日(日) 午前・午後	(電子申請) 11月17日(金)～11月28日(火)			

2 試験会場及び試験の種類、試験時間等

試験は、前期及び後期ともに2日間実施し、1日目の土曜日午後及び2日目の日曜日午前にあつては甲種全類及び6類を除く乙種全類について、2日目の日曜日午後にあつては乙種6類について、それぞれ実施します。

なお、会場の収容人員の関係で、受付期間中であっても、受付を締め切り、あるいは、他日の試験への振替をお願いしますことがありますことを、ご了承ください。

受験地	試験の種類	試験時間	試験会場
前橋市	甲種(特 類)	(1日目午後)13:15～16:00 (2日目午前)9:45～12:30	下記 i、ii のいずれか(受験票により指定) i 群馬県公社総合ビル(前・後期) (前橋市大渡町1-10-7) ii 群馬建設会館(前期・後期) (前橋市元総社町2-5-3) * 入場(入室)は試験開始時刻の45(30)分前から
	甲種(1～5類)	(1日目午後)13:15～16:30 (2日目午前)9:45～13:00	
	乙種(1・5・7類)	(1日目午後)13:15～15:00 (2日目午前)9:45～11:30	
	乙種(6類)	(2日目午後)14:15～16:00	

消防設備士免状には甲種と乙種があり、甲種は工事整備対象設備等の工事、整備及び点検ができ、乙種は整備及び点検ができますが、免状の種類ごとに取扱い可能な設備等が限定されていますので、設備等に応じた免状の種類が必要です。

●消防設備士免状の種類と工事等のできる消防用設備等の種類は、次のとおりです。

免状の種類	消防用設備等の種類	
甲種特類*	特殊消防用設備等(従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等)	
甲種又は乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

* 甲種特類消防設備士

平成16年6月1日から施行された改正消防法で、新たに規定された「**特殊消防用設備等**」の工事・整備を行えるのが、甲種特類消防設備士です。

従来の消防用設備等は、消防法令に定められた基準やそれに基づく告示、通達等の基準に従って設置するものですが、特殊消防用設備等は、防火対象物ごとに基準(設備等設置維持計画)が示されます。この特殊消防用設備等の工事・設備を行う消防設備士は、その内容を十分理解できなければならないため、従来の消防設備士よりも高い知見と能力が要求されることとなります。そのため、消防法施行規則の一部改正で甲種の中に特殊消防用設備等に対応できる消防設備士の類型を新たに創設したものです。

平成16年6月1日から施行された改正消防法では、従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等を設置すれば、当該消防用設備等を設置しなくてもよいとされました。総務大臣が認定したこの設備等のことを特殊消防用設備等といいます。

3 受験の申請方法及び申請場所

(1) 申請方法

受験の申請方法は、書面申請（願書提出による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りがあります（受験資格及び受験申請に必要な書類等については、それぞれ2頁の「4 受験資格」、「5 受験手続」をご覧ください。）。

なお、申請方法により申請期間が異なるので、ご注意ください。

ア 書面申請

申請期間内に(2)の申請場所に持参するか郵送してください。持参の場合の受付は、**平日の午前9時から午後5時まで**です。郵送の場合は、**申請期間の最終日までの消印のあるもの**を受け付けます。期限を過ぎて提出された受験願書は受理できません。郵便物の不着事故を防ぐために、特定記録郵便又は簡易書留郵便の利用をお勧めします。

イ 電子申請

電子申請の受付は、申請開始日の**午前9時から申請締切日の午後5時まで**で、24時間対応しています。

(2) 申請場所（書面申請）

申請場所	(一財)消防試験研究センター群馬県支部
------	---------------------

(3) 試験案内、受験願書及び試験手数料払込用紙の入手場所

群馬県内各消防本部（局）予防課・主な消防署及び（一財）消防試験研究センター群馬県支部

4 受験資格

(1) 甲種消防設備士試験を受験するには、一定の受験資格が必要です。

詳細は、10～12頁の別記1「甲種消防設備士試験の受験資格」を参照してください。

(2) 乙種消防設備士試験には、受験資格は必要ありません。

5 受験手続

受験手続は、書面申請と電子申請によって異なります。

(1) 書面申請

受験する種類ごとに、次の書類が必要です。

ア 受験願書（3・4頁に記載する「消防設備士試験受験願書〔記入例〕」を参照してください。）

イ 試験手数料の「振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用**」

ウ 甲種を受験する方は、受験資格を証明する次のいずれかの書類（10～12頁の別記1「甲種消防設備士試験の受験資格」表中の証明書類欄を参照してください。甲種特類を受験する場合の証明書類は、(ウ)のみとなります。） ※ **卒業証書、免状など唯一無二のものは、コピー（縮小）可**

(ア) 卒業を証明するもの：学校の卒業証明書又は学科名が明記されている卒業証書

(イ) 単位取得を証明するもの：学校の単位取得証明書又は授業科目別の履修時間の入った履修証明書

(ウ) 消防設備士を証明するもの（既に持っている消防設備士免状）

(エ) 実務経験証明書（受験願書B面裏の様式に記入してください。）

(オ) その他の資格等：他の国家試験による免許証、免状、合格証明書等

なお、過去に甲種の試験を受験したときの受験票若しくは受験票（控）又は試験結果通知書（資格判定コード欄に番号が印字されているものに限る。）を提出することにより、甲種の受験資格の証明に代えることができます（コピー可）。ただし、「工事補助5年」の受験資格の場合は、添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場合に限ります。

エ 試験の一部免除を受ける方は、その資格を証明する書類（7頁の「8 試験の一部免除（甲種特類を除く。）」を参照してください。）

上記のほか、既に消防設備士免状の交付を受けている方は、当該免状による試験の一部免除を受けない場合であっても、その免状のコピー（表・裏）を受験願書のB面裏に貼り付けてください。

消防設備士試験受験願書〔記入例〕

注意事項

- ◎ 受験願書A面の《記入上の注意》をよく読んでから記入例にしたがって記入してください。なお、書き損じた場合は、横2本線を引いてその上方に正しく書いてください。
- ◎ 2種類以上受験する方は、受験する種類ごとに受験願書を作成してください。

左づめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベットの氏名を記入してください。但し、文字数に制限があるため氏名のマスが不足する場合は、郵便が届く程度に省略してください。省略された方は、欄外に正しい氏名を記入してください。

濁点、半濁点は1マス

かじ書で丁寧に記入

マスが不足する場合は、郵便が届く程度に適宜省略

試験日を記入

試験種類を記入

甲種受験者は受験案内10～12頁の別記1の表中「記入略称」により記入

試験の免除資格のある方は、資格の種類ごとに免除を「受ける」、「受けない」のいずれかを○で囲む

2種類の受験者はそれぞれの願書にもう一つの種類を記入

消防設備士の他の種類の免状を取得している方は全て記入
B面裏面に免状のコピーを貼付

12 消防設備士試験受験願書

一般財団法人 消防試験研究センター理事長 兼 都道府県名 **群馬県** 申請日 令和 **05** 年 **07** 月 **08** 日

受験者氏名 **ハルナ シロウ** 氏名フリガナ **ハルナ シロウ** (フリガナ・氏名は、氏名に付けて記入してください)

氏名 **橋名 次郎** (外国人の方は「外国籍」と記入)

生年月日 **02** 年 **09** 月 **11** 日生 本籍 **群馬** 都道府県 **10** 本籍コード **10**

郵便番号 **371-0854** 必ず記入してください 自宅電話番号又は携帯電話番号 **090-XXXX-XXXX**

住所 **群馬県前橋市大渡町 1-10-7** 勤務先名又は学校名 **CD設備(株)** 都道府県コード **10**

CD設備(株) 高熱火災警報号(携帯電報も可) **027-280-6123**

試験日 令和 **05** 年 **08** 月 **27** 日

試験種別 **甲種**

受験地 **前橋市**

甲種受験資格 **電気工事士**

試験の免除 (電気工事士の資格による試験の免除を「受ける」)

免除番号 **0001 0002 0003**

取得している消防設備士免状は全部記入してください	取得年月日	交付番号	入力番号	交付加算	コード
甲5					
甲2					
甲3					
甲4	4 24 10 03	00051			群馬 10
甲5		00015			
乙1					
乙2					
乙3					
乙4					
乙5					
乙6	4 22 10 01	00025			東京 13
乙7					

記入上の注意

- 差付は、記入しない
- 本用紙は、無効の「かじ書」で記入してください
- 訂正は、訂正するものを「かじ書」で記入してください
- 訂正は、訂正するものを「かじ書」で記入してください

(A面) 試験センター発行 503

申請する日を記入

外国人の方は「外国籍」と記入

受験願書裏面の「都道府県コード」を記入

日中連絡がとれる番号を記入 (申請書類に不備があった場合の連絡に使用)

主となるものに○を記入

免状番号は免状の写真下に記載されている番号を記入

訂正する場合は、=線で消し、上に正しいものを記入

(B面)

試験受験願書

申請日 年 月 日

〒 都道府県

自宅電話番号
又は携帯電話番号

郵便先〒 都道府県

**「振替払込受付証明書（お客様用）
受験願書添付用」を貼付する。**

※1
※2
※3
※4
※5
※6

ここに「振替払込受付証明書」をはってください。

振替払込受付証明書(お客様用)
(ご依頼人→郵便局・ゆうちょ銀行へご依頼人)

振替払込金額 ¥0000

一般財団法人
消防試験研究センター
00170-3-136220

受験願書添付用

ご依頼人住所
前橋市大湊町1-10-7
ABマンション305号

氏名 橋名 次郎

(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) (金融機関番号 2015号)

前橋市 郵便局

日附印なき証明書は無効
(払込人→消防試験研究センター)

金額を確認してください。
甲種 5,700円
乙種 3,800円

※受付欄

郵便局の日附印がないものや
金額の記入がないものは受付
できません。

※自動払込機で払い込んだ場合でも
『振替払込受付証明書（お客様用）
受験願書添付用』に日附印の押印
が必要となります。

3面)

(B面裏面)

各種証明書等貼付欄
この部分にのりづけしてくだ

都道府県等コード表

北海道01	福島07	東京13	山梨19	滋賀25	鳥取31	香川
青森02	茨城08	神奈川14	長野20	京都26	高根32	愛媛
岩手03	栃木09	新潟15	岐阜21	大阪27	岡山33	高松
宮城04	群馬10	富山16	静岡22	兵庫28	広島34	福岡
秋田05	埼玉11	千葉12	徳島23	奈良29	佐賀35	佐賀
山形06	福井08	三重17	香川19	徳島23	長門36	長門

実務経験の受験資格で甲種を受験する
方のみ必要です。

10頁以下参照

消防用設備等実務経験証明書

氏名 〇〇 〇〇 〇〇年〇月〇〇日生

経験内容 1 整備経験 ② 工事補助経験
3 その他()

実務経験期間 〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで
(〇〇年〇月)

消防用設備等の種類 スプリンクラー設備、自動火災報知設備

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日 〇〇年〇月〇日

事業所名 〇〇設備株式会社

証明者 役職 代表取締役

氏名 〇〇 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事業所(会社等)の印
証明者の役職印又は印

両方必要です

該当する経験内容に
〇をつけてください。
1の整備経験は、取得した乙種
免状に基づく整備経験期間を記入
(2年以上)

1頁を参考にして整備または工事
補助をした消防用設備等の種類
を具体的に記入してください。

既得消防設備士免状(コピー)貼付欄

講習区分	受講年月日	講習実施機関	証印
〇 〇	〇〇〇〇〇〇	群馬県知事	群馬県知事
〇 〇	〇〇〇〇〇〇	群馬県知事	群馬県知事

◆消防設備士免状をお持ちの方は、
科目免除に関係なく必ずコピーを貼
ってください。
◆氏名、本籍に変更がある方は、速
やかに書換えしてください。

消防設備士		
氏名	生年月日	平成〇2年〇9月〇1日
甲種1種	交付年月日	交付番
甲種2種		
甲種3種		
甲種4種	H24.10.03	00015
甲種5種		
乙種1種		
乙種2種		
乙種3種		
乙種4種		
乙種5種		
乙種6種	H22.10.01	00025
乙種7種		

こちらを願書に貼ってください。

(所定の払込用紙)

00 東京 払込取扱票

金額 ¥0000

一般財団法人
消防試験研究センター
00170-3-136220

前橋市大湊町1-10-7
ABマンション305号

氏名 橋名 次郎

郵便局・ゆうちょ銀行の窓口で払い込み、受付
証明書に日附印の押印をうけてください。
・願書には、必ず日附印がある「振替払込受付証
明書」(受験願書添付用)を貼ってください。
金額の訂正は無効です。

ご依頼人欄に、お名前をお記入ください。(金融機関番号S4416号)
これより下欄には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

振替払込請求書兼受領証

振替払込受付証明書(お客様用)
金額 ¥0000
消防試験研究センター
00170-3-136220
受験願書添付用

橋名 次郎

日附印

金額の訂正は無効です
・金額の記載がないものは受付できません。

(2) 電子申請

ア 電子申請ができる試験種別は、下記のとおりです。

(ア) 既得消防設備士免状を受験資格要件とする甲種全類

(イ) 乙種全類

イ 再受験における電子申請について

書面申請により受験した試験又は電子申請により受験した試験を再受験する場合には、過去3年以内に受験した試験種類（合格した試験種類を除く。受験地は問いません。）に限り、電子申請することができます。

再受験の申請は、同一試験日に1種類のみで、証明書類等の添付は必要ありません。

ただし、次の項目に該当する再受験については、電子申請はできません。

(ア) 過去3年以内に受験したときの受験票（控を含む。）又は試験結果通知書を持っていない方

(イ) 同一試験日に併願受験又は複数受験をする方

(ウ) 同一試験日に消防設備士試験と危険物取扱者試験の両方を再受験する方

詳細は、(一財)消防試験研究センターホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>) をご覧ください。

(3) 試験手数料の払込み方法

ア 試験手数料は右記のとおりです。

甲種	乙種
5,700円	3,800円

イ 書面申請の場合

(ア) 当センター指定の払込用紙を使用し、アの試験手数料を郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください（誤って自動払込機で払い込んだ場合でも、窓口で「振替払込受付証明書（お客さま用）」に日附印を受けてください。）。

なお、払込みには、所定の払込手数料が必要になります。

(イ) 団体として試験手数料を一括して払い込む場合、代表者（受験者に限る。）の方が「振替払込受付証明書（お客さま用）」の「ご依頼人住所氏名」欄に自身の「氏名」と「払込人数」を記入して受験願書に貼り、代表者以外の方は各自の受験願書の「振替払込受付証明書（お客さま用）」の貼付場所に「代表者氏名」を記入し、願書を一括して提出してください。

ウ 電子申請の場合

払込方法は、次の決済方法から選択できます。払込みには、所定の払込手数料（消費税込み）が必要になります。

(ア) ペイジー（Pay-easy）決済 ※ 情報リンク方式、オンライン方式

(イ) コンビニエンスストア決済（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ、セイコーマート）

(ウ) クレジットカード決済（VISA、MasterCard、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース）

※ 一般財団法人消防試験研究センターは、電子申請に係る試験手数料の収納に関しては、全てをSMBCファイナンスサービス株式会社に業務委託しております。

エ 一旦払込みされた試験手数料は、お返しできません。

6 受験票及び写真について

(1) 受験票の送付方法

ア 書面申請の場合

試験日の概ね10日前までに郵送します。試験日の5日前になっても届かない場合は、当支部（027-280-6123）までご連絡ください。

イ 電子申請の場合

受験票は郵送されません。試験日の概ね10日前までに申請時に入力された電子メールアドレスあてに受験票がダウンロードできる旨のメールを当センターから送信しますので、受験者本人が受験票をダウンロードして印刷し、試験当日、必ず持参してください。

(2) 写真の貼付（書面申請、電子申請共通）

受験日前6か月以内に撮影した正面、無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、無背景、上三

分身像の縦4.5cm、横3.5cm又はパスポート規格の大きさ、枠無しとし、鮮明なもの（裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入してください。）を1枚準備して、受験票に貼ってください。デジタルカメラで撮影されたものは、写真専用紙で印刷した鮮明なものとしてください。

(3) 受験票の氏名欄は、受験者の氏名をかい書で記入してください。

書面申請者用受験票（印字例）

消防設備士試験 受験票（控）

受験番号	T1-0001	試験の種類	乙種第4類
カナ氏名	〇〇 〇〇	氏名	〇 〇 〇
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日 [1/2] 9時15分集合 9時45分試験開始		
試験会場	〇〇〇会場 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		
(試験室)	101 講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定コード	00
既得免状			

注：記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
 (一財)消防試験研究センター 群馬県支部
 〒371-0855 群馬県前橋市大渡町1-1-07 群馬県公社総合ビル5階
 Tel. 027-280-6323

受験の際は、試験会場をご確認ください。
 次の場合は受験することができません。
 1 受験票がない場合
 2 受験票に写真を貼っていない場合
 3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
 この受験票（控）は、合格発表の確認と再受験の申し込み
 に必要ですので、大切に保管してください。

消防設備士試験 受験票

写真
縦4.5cm×横3.5cm
写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載
6ヶ月以内に撮影したもの
(正面、無帽、無背景の上三分身像又はパスポート規格)
しっかりのり付けして下さい。

受験番号	T1-0001	試験の種類	乙種第4類
カナ氏名	〇〇 〇〇	氏名	〇 〇 〇
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日 [1/2] 9時15分集合 9時45分試験開始		
試験会場	〇〇〇会場 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		
(試験室)	101 講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定コード	00
既得免状			

80242303200800100012 □□□
 001-01-0001 00001 999 9999
 試験当日、この受験票は回収します。

複数受験者の方は「複数受験者の座席番号」が記載されます。

試験室名を確認して入室してください。

氏名を記入してください。

電子申請者用受験票（印字例）

注意事項

- 次の場合は受験することができません。
 (1) 受験票がない場合
 (2) 受験票に写真を貼っていない場合
 (3) 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 受験票に記載している集合時間までに入室してください。
- 受験票、鉛筆（B又はHB）、消しゴムを持参してください。
- 試験会場への電話の問い合わせはしないでください。
- 不正行為及び係員の指示に従わない場合は退場を命じ、失格とします。
- 本人確認のため、身分証明書（運転免許証等）の提示をお願いすることがあります。
- 電話による会場の問い合わせには、応じられません。
- 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターと一切関係ありませんので、注意してください。
- 試験日時を変更する場合には、当センターのホームページに緊急情報又は重要お知らせとして掲示します。
 特に、気象庁が発する特別警報等の防災情報に対しては延期等する場合の緊急情報は、試験開始時間の2時間前までに掲示します。
- 指定された場所以外は控除できません。
- 会場には、車・バイク・自転車を使用しないでください。
- 受験票で、会場及び試験室を必ず確認してください。
- 集合時間から注意事項の説明をします。
- 携帯電話等の電源、アラーム機能は全て切って試験室に入室してください。
- 試験日、試験種類、試験時間の変更・取消はできません。

(一財)消防試験研究センター 神奈川県支部
 〒231-0015 電話 045-633-5051
 神奈川県横浜市中区尾上町5-8 0 神奈川県中小企業センタービル7階

消防設備士試験 受験票

写真
縦4.5cm×横3.5cm
写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載
6ヶ月以内に撮影したもの
(正面、無帽、無背景の上三分身像又はパスポート規格)
しっかりのり付けして下さい。
(セロテープ不可)

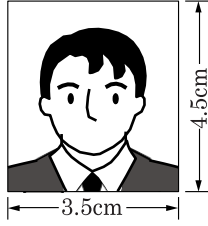
受験番号	W1-0002	試験の種類	乙種第7類
カナ氏名	〇〇 〇〇	氏名	〇 〇 〇
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日 [1/2] 9時15分集合 9時45分試験開始		
試験会場	〇〇〇会場 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3		
(試験室)	101 講義室		
免除科目	免除科目なし	資格判定コード	00
既得免状			

14243202160020141320 □□□
 001-06-0009 60026
 試験当日、この受験票は回収します。

写真について

- ・受験日前6ヶ月以内に撮影した写真
- ・正面、無帽（宗教上、医療上の理由ある者を除く。）、無背景、上三分身像又はパスポート規格
- ・縦4.5cm、横3.5cmの大きさで枠なしの鮮明なもの
- ・髪が目にかからないようにして下さい。
- ・サングラスをかけたものは不可です。
- ・デジタル写真は写真専用紙に印刷（プリント）したものに限りです。
- ・裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入して下さい。
- ・セロファンテープで貼らないで下さい。

良い写真



悪い写真



顔が大きい
(顔が切れている)

正しい文字が入力できなかった方は試験当日、修正を申し出てください。

印字されている住所を確認してください。

写真は、受験者本人の確認及び免状作成の際に使用します。

試験の約10日前に受験票をダウンロードしてA4の用紙に印刷してください。

7 試験科目、問題数及び試験時間

種 別	試験科目		類 別							試 験 時 間		
			一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類	七 類	区分別	計	
甲 種 (特類以外)	筆記	消 防 関係法令	共通	8	8	8	8	8	--	2 時間 1 5 分	3 時間 1 5 分	
			類別	7	7	7	7	7	--			
		基礎的知識	機械	6	6	6	--	10	--			
			電気	4	4	4	10	--	--			
		構造・機能 及び 工事・整備	機械	10	10	10	--	12	--			
			電気	6	6	6	12	--	--			
	規格	4	4	4	8	8	--					
	計	45	45	45	45	45	--					
	実技	鑑別等	5					--	1 5 分			
		製 図	2					--	4 5 分			
乙 種	筆記	消 防 関係法令	共通	6	6	6	6	6	6	1 時間 3 0 分	1 時間 4 5 分	
			類別	4	4	4	4	4	4			4
		基礎的知識	機械	3	3	3	--	5	5			--
			電気	2	2	2	5	--	--			5
		構造・機能 及び 整備	機械	8	8	8	--	9	9			--
			電気	4	4	4	9	--	--			9
	規格	3	3	3	6	6	6	6				
	計	30	30	30	30	30	30	30				
	実技	鑑別等	5					--	1 5 分			

種 別	試験科目	問題数	試験時間
甲 種 特 類	消防関係法令	15	2 時間 4 5 分
	構造・機能及び工事・整備	15	
	火災及び防火に関する知識	15	

8 試験の一部免除（甲種特類を除く。）

下表の(1)から(6)に該当する方は、甲種特類を除いて、申請により試験の一部が免除になります。この場合、試験時間は短縮されます。詳細は、13～15 頁の別記 2 を参照してください。

一部免除を申請する場合は、受験願書の試験の免除欄の「受ける」に「○」を記入するとともに、下表の免除資格の該当者欄に対応する証明書類等欄の書類を添付してください。一部免除を辞退する場合は、「受けない」に「○」を記入してください。

電子申請の場合は、消防設備士免状の免状番号を電子申請入力画面で入力し、科目免除を「受ける」、「受けない」のいずれかを選択してください。消防設備士免状の写し（コピー）は不要です。

なお、電子申請では、通常、消防設備士以外の資格で科目免除を受けることはできませんが、再受験の場合、一定の条件の下で一部免除が受けられます。詳しくは当支部 ☎(027) 280-6123 までお問合せください。

該 当 者	免 除 内 容	証明書類等
(1) 消防設備士免状を有する者	所持する免状の種類により、以下のいずれか ア 前記7の表の筆記の「消防関係法令」の「共通」 イ 前記7の表の筆記の「消防関係法令」の「共通」と「基礎的知識」	消防設備士免状（表裏両面の写し）
(2) 電気工事士免状を有する者	ア 前記7の表の筆記の「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」のうち「電気」 イ 甲種第4類・乙種第4類は、実技の一部。乙種第7類は実技の全部	電気工事士免状（写し）
(3) 電気主任技術者免状を有する者	前記7の表の筆記の「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」のうち「電気」	電気主任技術者免状（写し）
(4) 技術士登録証を有する者 (機械、電気、電子、化学、衛生工学部門)	技術の部門に応じて前記7の表の筆記の「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」	技術士第2次試験（本試験）の合格証明書又は技術士登録証（写し）
(5) 日本消防検定協会又は登録検定機関の職員で、型式承認の試験の実施業務に2年以上従事した者	前記7の表の筆記の「基礎的知識」と「構造・機能及び工事・整備」	型式承認試験の実施業務の従事証明書（原本）
(6) 消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者	乙種第5類・第6類は、筆記の「基礎的知識」のうち「機械」と実技の全部	消防団員歴の証明書及び消防学校の教育機関科修了証（写し）

9 試験の方法

- (1) 筆記試験 甲種、乙種とも、4肢択一式です。
- (2) 実技試験（甲種特類を除く。）「鑑別等」、「製図」とも、写真、イラスト、図面等による記述式です。

10 複数種類の受験

電気工事士免状を有し、試験の一部免除を受ける方に限り、「甲種第4類と乙種第7類」又は「乙種第4類と乙種第7類」のいずれかを同時に受験することができます。この場合、受験願書は、試験の種類ごとに作成し、同一の封筒に入れて提出してください。試験時間は免除資格によって異なります。詳しくは当支部 ☎(027)280-6123 までお問合せください。

ただし、電子申請による複数受験はできませんので、希望する場合は、書面による申請をお願いします。

11 合格基準

- (1) 甲種特類
筆記試験において、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。実技試験はありません。
- (2) 甲種（特類以外）及び乙種
「消防関係法令」、「機械又は電気に関する基礎的知識」、「消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。
なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。
実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

12 合格発表

- (1) 合格発表の期日は、1頁の「1 試験の日程」表中の「合格発表（予定）」欄をご覧ください。
- (2) 合格者については、公示日の正午に当センターのホームページ上に掲示するとともに、群馬県支部の事務所通路側壁面に合格者の受験番号を公示します。また、受験者全員に結果通知書を郵送します。
なお、試験結果の合否に関する電話による問合せ、試験問題及びその解答に関する問合せには、一切応じられません。

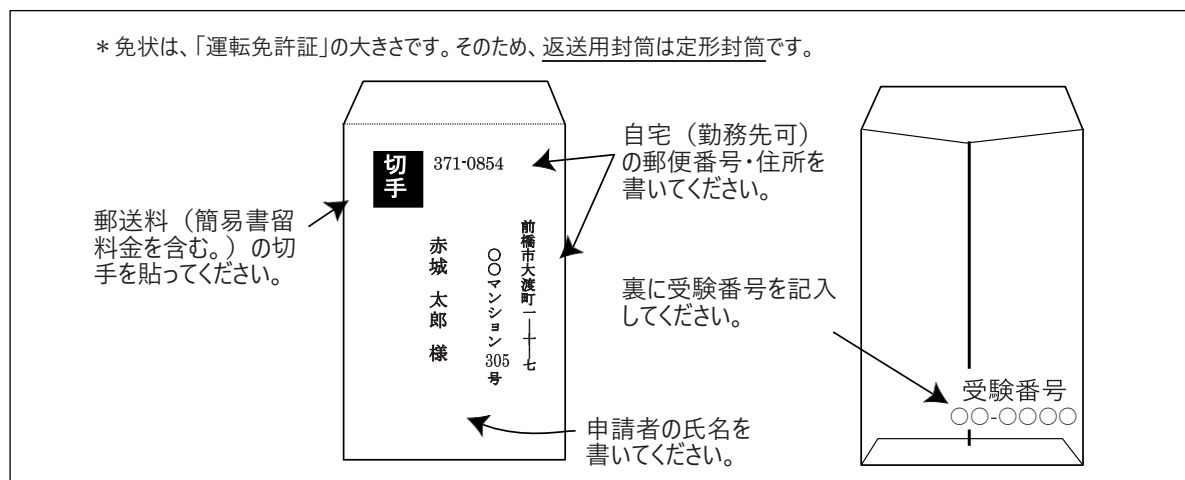
13 免状交付申請の手続及び免状の交付

- (1) 免状交付申請の手続
試験に合格した方の試験結果通知書には、住所、氏名等を印刷した「免状交付申請書」が付いていますので、記載内容を確認のうえ、1頁の「1 試験の日程」表中の「免状交付申請期限」までに提出してください（試験結果通知書と免状交付申請書は切り離さないでください。）。
なお、申請には次のものが必要になります。
ア 申請手数料 **2,900円**（群馬県収入証紙を所定欄に貼ってください。）
群馬県収入証紙は、県内の農業協同組合や交通安全協会等で購入できます。詳しくは、群馬県ホームページ（「証紙売りさばき所」）をご覧ください。
イ 既に消防設備士免状を持っている方は、その免状を同時に提出してください。
ウ 免状返送用封筒（定形封筒の表に住所、氏名、裏に受験番号をそれぞれ記入し、簡易書留郵便料金 **404円**（※ **令和5年10月1日以降の使用は434円**）分の切手を貼ってください。）。
- (2) 申請書の提出方法
免状交付申請期限までに当支部へ持参するか郵送してください（申請書は機械処理しますので、表示されている折れ線以外のところでは折らないでください。）。
- (3) 免状交付
免状交付の期日は、1頁の「1 試験の日程」表中の「免状交付日（予定）」をご覧ください。
- (4) 免状の書換え又は再交付の申請
免状は、記載事項に変更があった場合は遅滞なく、写真については、撮影日が免状交付後10年を経

過する前に書換えを行うことが義務付けられています。所定の申請書等により、手続をお願いします。

また、免状を亡失、滅失した場合や破損、汚損により免状の記載内容が確認できなくなった場合は、再交付を申請することができます。

「書換・再交付申請書」は、当支部及び県内各消防本部（消防署等）に備え付けられているほか、当センターのホームページからダウンロードすることもできます。



14 その他の注意事項

- (1) 試験当日は、写真を貼った受験票（持参しない場合や所定の写真の貼付がない場合、受験できません。）、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はBのもの）、消しゴムを必ず持参してください。
- (2) 試験開始20分前までに試験室に入室し、受験に当たっての注意事項の説明を受けてください。
- (3) テンプレート等の定規類、電卓、携帯電話（スマートフォンを含む。）等の使用、参考書、法令集等の参照は一切できません。
- (4) 試験問題集及び解答カードは、持ち帰ることはできません。また、問題集の一部を切り取ったり、カメラ等で撮影することもできません。このような行為は、失格となりますので注意してください。
- (5) カンニング等により不正行為とみなされた場合、受験は直ちに中止、退室となり、試験は失格となります。
- (6) 携帯電話、スマートフォン等は、必ず電源を切り、カバン等にしまってください。
- (7) 事故等により、会場や日程を変更する場合には、群馬県支部からの緊急情報として当センターのホームページ（トップページ「緊急のお知らせ」、群馬県支部ページ「重要なお知らせ」）に変更内容を掲示します。特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して試験日時を変更する場合の緊急情報は、試験開始時刻の2時間前までに掲示します。
- (8) 当センターへ一旦提出し、受理された受験申請書類は一切お返しできません。

15 問合せ先

- (1) 受験に関すること
一般財団法人 消防試験研究センター 群馬県支部
☎ (027) 280-6123
 - (2) 電子申請に関すること
電子申請（インターネットによる受験申請）については、当センターのホームページに詳細な利用方法やQ&Aが掲載されていますので、電子申請に当たっては、必ずこれらをご確認の上、お申込みください。
なお、電子申請に関するトラブル等の問合せは、下記までお願いします。
一般財団法人 消防試験研究センター 電子申請室
専用電話 0570-07-1000（有料）
受付時間 9:00～17:00（土日、祝日を除く）
- ※ 一般財団法人 消防試験研究センターホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

別記 1

甲種消防設備士試験の受験資格

下表に示す対象者に該当する者は、甲種消防設備士試験の受験資格があります。

特類

対象者	内 容	願書資格欄 の記入略称	証明書類
1 甲種消防設備士免状の 交付を受けている者	(1) 甲種第1類～第3類のうち1つ・甲種第4・5類の取得者 (2) 甲種第1類～第3類のうち2つ・甲種第4・5類の取得者 (3) 甲種全類の取得者	甲特	免状

特類以外

対象者	内 容	願書資格欄 の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の 交付を受けている者	科目免除あり。 (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲種	免状
2 学校教育法による大学、高 等専門学校(5年制)、高等 学校又は中等教育学校に おいて機械、電気、工業化 学、土木又は建築に関す る学科又は課程を修めて 「卒業した者」(当該学科又 は課程を修めて同法による 専門職大学の前期課程を 修了した者を含む。)	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した者 (2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科 に関する科目を15単位以上修得して卒業した者(当該 科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了 した者を含む。)(別表2「授業科目一覧表」により算定) (3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に 関する科目を8単位以上修得して卒業した者(別表2「授 業科目一覧表」により算定)	大卒、短大卒、 高専卒、専門職 了、高校卒、中 等教育卒 大学等卒15単 位 高校等卒8単位	卒業証書又は 卒業証明書、 単位修得証 明書 卒業証書又は 卒業証明書、 単位修得証 明書
3 「乙種消防設備士免状」の 交付を受けた後2年以上、 工事整備対象設備等の整 備の経験を有する者	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等 の整備の経験を有する者(法第17条の5の規定に基づく 政令に定めるものに限る。)	整備経験2年	免状及び実務 経験証明書
4 学校教育法による大学、 高等専門学校、大学院又 は専修学校に「在学中又は 中途退学した者等」で、機 械、電気、工業化学、土木 又は建築に関する科目を1 5単位以上修得した者	(1) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等 専門学校(5年制)、大学院又は専門職大学院におい て、左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2「授業 科目一覧表」)を15単位以上修得した者 (2) 学校教育法第124条に定める専修学校(「専門学校」) において左記に掲げた学科に関する授業科目(別表2 「授業科目一覧表」)を15単位以上修得した者 ただし、単位制度のない専修学校にあつては、講義に ついては15時間、演習については30時間、実験、実習 及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位と して15単位以上修得した者	大学等15単位 専修学校	単位修得証明 書 単位修得証明 書

<p>5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した者</p> <p>授業科目については、「授業科目一覧表」を参照</p>	<p>(1) 学校教育法第134条第1項に定める各種学校 (2) 学校教育法による大学及び高等専門学校の専攻科 (3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校 (4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 (5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成9年)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校 (6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (7) 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年)による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法(昭和33年)による職業訓練大学校 (9) 雇用対策法(昭和41年)附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所 (10) 独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日前の農林水産省組織令による水産大学校(旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和59年7月1日前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。)) (11) 国土交通省組織令による海上保安大学校(旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。) (12) 国土交通省組織令による気象大学校(旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。)</p>	<p>各種学校 大学、短大、高専の専攻科 防衛大学校、防衛医科大学校 職業能力開発総合大学校等 職業能力開発大学校等 職業訓練大学校等 前職業訓練大学校等 旧職業訓練大学校等 中央職業訓練所 水産大学校 海上保安大学校 気象大学校</p>	<p>単位修得証明書(以下同じ)</p>
<p>6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した者</p>	<p>科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています(指定された部門以外は、科目免除はありません。)</p>	<p>技術士(〇〇)部門</p>	<p>合格証書又は技術士登録証</p>
<p>7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」(特種電気工事資格者を除く。)</p>	<p>(1) 電気工事士免状の交付を受けている者 (2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証明書の所持者</p>	<p>電気工事士</p>	<p>免状 検定合格証明書</p>
<p>8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている者</p>	<p>(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者 (2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる者(認定された学校を卒業した者に対して卒業と同時に資格を付与された制度)</p>	<p>電気主任技術者</p>	<p>免状 認定校の卒業証明書等</p>
<p>9 「工事整備対象設備等の工事の補助者」として、5年以上の実務経験を有する者</p>	<p>受験しようとする消防設備士試験の指定区分に係る消防用設備等の工事の補助の経験を有する者</p>	<p>工事補助5年</p>	<p>実務経験証明書</p>

<p>10 その他前2から9までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた者</p>	<p>(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した者(学科名は、別表1「指定学科一覧表」による。)これに該当しない場合は、別表2「授業科目一覧表」に示す科目を15単位以上修得した者 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校(5年制)又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所 (2) 学校教育法第104条に基づき、大学又は学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する者(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。) (3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者 (4) 建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者 (5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する者(旧教員免許令を含む。) (6) 電波法第41条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている者(アマチュア無線技士を除く。) (7) 建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士 (8) 職業能力開発促進法第44条(旧職業訓練法第66条)の規定による配管の職種に係る1級又は2級の試験に合格した者 (9) ガス事業法第26条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている者(第4類の消防設備士の受験に限る。) (10) 水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者(旧法の資格者を含む。) (11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する者 (12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前(昭和41年)において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する者 (13) 昭和41年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士</p>	<p>大学等卒 博(修)士 専検合格者 管工事技士 教員免許状 無線従事者 建築士 配管技能士 ガス主任技術者 給水技術者 消防行政 3 年 省令前 3 年 条例設備士</p>	<p>卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書 学位授与証明書、修了証書、修了証明書又は学位記 ※ 学位を取得していることが分かるもので、専攻分野の名称が付記されたもの 検定試験合格証明書 技術検定合格証明書 免許状 免許証 免許証又は1級若しくは2級建築士免許証明書 技能検定合格証書 免状 免状又は登録証 実務経験証明書 実務経験証明書 免状</p>
--	--	--	--

[備考]

- 4の大学(大学院の課程を含む。)、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退、専攻科又は通信教育等にかかわらず通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます(大学等で発行する「単位修得証明書」による。)
- 「願書資格欄の記入略称」欄の各略称は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。証明書類として過去の受験票等を使用する場合も、この略称は必ず記載してください。
- 証明書類のうち、「免状」、「卒業証書」等、「証明書類」欄の網掛け(■部分)をしてある書類については、写し(縮小可)でも支障ありません。
- 3、9及び10(11)、(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式を使用してください。
- 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業生及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細は、当支部 ☎(027)280-6123 までお問合せください。

別記 2

科目免除・試験時間・試験問題数一覧表

*1 「●」印は、免除科目を示す。

*2 「－」印は、試験問題がないものを示す。例えば、甲種4類には、機械に関する出題が無く、全問電気に関する問題だけである。

受験種類	甲種受験者 科目免除資格	免除内容			試験時間
		消防関係法令	法は及の象工 整備構設事 備工造、備 の事機 整備 方又能 備等対	知防る性象工 識火火能設事 に災に備整 係及関等備 るびすの対	
	試験問題数	15	15	15	
甲種特類	一般受験者（免除なし）	免除なし			2-45

受験種類	甲種受験者 科目免除資格	免除内容									試験時間	
		法令		基礎的知識		構造機械		造能		実技試験		
		共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格	鑑別等	製図		
	試験問題数	8	7	6	4	10	6	4	5	2		
甲種第1類	一般受験者（免除なし）										3-15	
	設備士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	●									3-00
		甲種2・3類の免状所持者	●		●	●						2-30
	電工・電主の免状所持者				●		●				3-00	
	複数の 免除資格 所持者	甲種4・5類+電工・電主	●			●		●				2-30
		甲種2・3類+電工・電主	●		●	●		●				2-30
技術士*1+甲種2~5類		●		●	●	●	●	●			1-30	
技術士の資格所持者(機械・衛生工学部門に限る。上記*1も同じ)				●	●	●	●	●			1-45	

甲種第2類	一般受験者（免除なし）										3-15	
	設備士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	●									3-00
		甲種1・3類の免状所持者	●		●	●						2-30
	電工・電主の免状所持者				●		●				3-00	
	複数の 免除資格 所持者	甲種4・5類+電工・電主	●			●		●				2-30
		甲種1・3類+電工・電主	●		●	●		●				2-30
技術士*2+甲種1・3~5類		●		●	●	●	●	●			1-30	
技術士の資格所持者(機械・化学部門に限る。上記*2も同じ)				●	●	●	●	●			1-45	

甲種第3類	一般受験者（免除なし）										3-15	
	設備士 免状所持者	甲種4・5類の免状所持者	●									3-00
		甲種1・2類の免状所持者	●		●	●						2-30
	電工・電主の免状所持者				●		●				3-00	
	複数の 免除資格 所持者	甲種4・5類+電工・電主	●			●		●				2-30
		甲種1・2類+電工・電主	●		●	●		●				2-30
技術士*3+甲種1・2・4・5類		●		●	●	●	●	●			1-30	
技術士の資格所持者(機械・化学部門に限る。上記*3も同じ)				●	●	●	●	●			1-45	

受験種類	甲種受験者 科目免除資格		免除内容							試験時間			
			法令		基礎的知識		構機		造能		実技試験		
			共通	類別	機械	電気	機械	電気	規格		鑑別等	製図	
	試験問題数		8	7	-	10	-	12	8	5	2		
甲種第4類	一般受験者(免除なし)				-		-					3-15	
	設備士免状 甲種1~3・5類の所持者		●		-		-					3-00	
	電工の免状所持者				-	●	-	●		1問		2-30	
	電主の免状所持者				-	●	-	●				2-30	
	複数の免除資格所持者	甲種1~3・5類+電工		●		-	●	-	●		1問		1-45
		甲種1~3・5類+電主		●		-	●	-	●				1-45
	技術士の資格所持者(*電気・電子部門に限る。下記*4も同じ)				-	●	-	●	●				1-45
複数の免状資格所持者	技術士*4+甲種1~3・5類		●		-	●	-	●	●			1-30	
	技術士*4+電工				-	●	-	●	●	1問		1-45	
	技術士*4+甲種1~3・5類+電工		●		-	●	-	●	●	1問		1-30	
	試験問題数		8	7	10	-	12	-	8	5	2		
甲種第5類	一般受験者(免除なし)					-		-		免除なし		3-15	
	設備士免状 甲種1~4類の所持者		●			-		-			3-00		
	電工・電主の免状所持者					-		-			3-15		
	複数の免除資格所持者	甲種1~4類+電工・電主		●			-		-			3-00	
		技術士*5+甲種1~4類		●		●	-	●	-		●	1-30	
技術士の資格所持者(機械部門に限る。上記*5も同じ)				●	-	●	-	●		1-45			

乙種			試験問題数		6	4	3	2	8	4	3	5	-	
乙種第1類	一般受験者(免除なし)											免除なし	試験なし	1-45
	設備士免状所持者	甲種1・4・5類・乙種4~7類		●										1-30
		甲種2・3類・乙種2・3類		●		●	●							
	電工・電主の免状所持者					●			●					1-30
	複数の免状資格所持者	甲種1・4・5類・乙種4~7類+電工・電主		●			●		●					1-15
		甲種2・3類+乙種2・3類+電工・電主		●		●	●		●					1-00
技術士**1+甲種1~5類・乙種2~7類		●		●	●	●	●	●	●	0-35				
技術士の資格所持者(機械・衛生工學部門に限る。上記**1も同じ)				●	●	●	●	●	●	●	0-45			
乙種第2類	一般受験者(免除なし)											免除なし	試験なし	1-45
	設備士免状所持者	甲種2・4・5類・乙種4~7類		●										1-30
		甲種1・3類・乙種1・3類		●		●	●							1-15
	電工・電主の免状所持者					●			●					1-30
	複数の免状資格所持者	甲種2・4・5類・乙種4~7類+電工・電主		●			●		●					1-15
		甲種1・3類・乙種1・3類+電工・電主		●		●	●		●					1-00
技術士**2+甲種1~5類・乙種1・3~7類		●		●	●	●	●	●	●	0-35				
技術士の資格所持者(機械・化学部門に限る。上記**2も同じ)				●	●	●	●	●	●	●	0-45			
乙種第3類	一般受験者(免除なし)											免除なし	試験なし	1-45
	設備士免状所持者	甲種3~5類・乙種4~7類		●										1-30
		甲種1・2類・乙種1・2類		●		●	●							1-15
	電工・電主の免状所持者					●			●					1-30
	複数の免状資格所持者	甲種3~5類・乙種4~7類+電工・電主		●			●		●					1-15
		甲種1・2類・乙種1・2類+電工・電主		●		●	●		●					1-00
技術士**3+甲種1~5類・乙種1・2・4~7類		●		●	●	●	●	●	●	0-35				
技術士の資格所持者(機械・化学部門に限る。上記**3も同じ)				●	●	●	●	●	●	●	0-45			

受験種類	乙種受験者 科目免除資格		免除内容							試験時間		
			法令 共通	類別	基礎的 知識		構造 機能		実技 試験			
					機械	電気	機械	電気	規格		鑑別等	製図
試験問題数			6	4	—	5	—	9	6	5	—	
乙種第4類	一般受験者（免除なし）				—		—					1-45
	設備士 免状所持者	甲種1～5類・乙種1～3・5・6類	●		—		—					1-30
		乙種7類	●		—	●	—					1-15
	電工の免状所持者				—	●	—	●			1問	1-00
	電主の免状所持者				—	●	—	●				1-15
	複数の免除 資格所持者	甲種1～5類・乙種1～3・5～7類+電工	●		—	●	—	●			1問	0-45
		甲種1～5類・乙種1～3・5～7類+電主	●		—	●	—	●				0-45
	技術士の資格所持者（電気・電子部門に限る。下記**4も同じ）				—	●	—	●	●			0-45
複数の 免状資格 所持者	技術士+甲種1～5類・乙種1～3・5～7類		●		—	●	—	●	●			0-35
	技術士+電工				—	●	—	●	●	1問		0-45
	技術士**4+甲種1～5類・乙種1～3・5～7類+電工		●		—	●	—	●	●	1問		0-35
乙種第7類	一般受験者（免除なし）				—		—					1-45
	設備士 免状所持者	甲種1～3・5類・乙種1～3・5・6類	●		—		—					1-30
		甲種4類・乙種4類	●		—	●	—					1-15
	電工の免状所持者				—	●	—	●			●	1-00
	電主の免状所持者				—	●	—	●				1-15
	複数の免除 資格所持者	甲種1～5類・乙種1～6類+電工	●		—	●	—	●			●	0-35
		甲種1～5類・乙種1～6類+電主	●		—	●	—	●				0-45
	技術士の資格保持者（電気・電子部門に限る。下記**7も同じ）				—	●	—	●	●			0-45
複数の 免状資格 所持者	技術士+甲種1～5類・乙種1～6類		●		—	●	—	●	●			0-35
	技術士+電工				—	●	—	●	●	●		0-35
	技術士**7+甲種1～5類・乙種1～6類+電工		●		—	●	—	●	●	●		0-35
試験問題数			6	4	5	—	9	—	6	5	—	
乙種第5類	一般受験者（免除なし）					—		—				1-45
	設備士 免状所持者	甲種1～5類・乙種1～4・7類	●			—		—				1-30
		乙種6類	●		●	—		—				1-15
	電工・電主の免状所持者					—		—				1-45
	複数の免状 資格所持者	甲種1～5類・乙種1～4・7類+電工・電主	●			—		—				1-30
		乙種6類+電工・電主	●		●	—		—				1-15
	技術士の資格所持者（機械部門に限る。下記**5も同じ）				●	—	●	—	●			0-45
	複数の 免状資格 所持者	技術士**5+甲種1～5類・乙種1～4・6・7類		●		●	—	●	—	●		
技術士**5+電工				●	—	●	—	●			0-45	
技術士**5+甲種1～5類・乙種1～4・6・7類+電工		●		●	—	●	—	●			0-35	
特定の消防団員				●	—		—			●	1-15	
複数の 免状資格 所持者	特定の消防団員+甲種1～5類・乙種1～4・6・7類		●		●	—		—		●		1-00
	特定の消防団員+技術士**5				●	—	●	—	●	●		0-35
	特定の消防団員+技術士**5+甲種1～5類・乙種1～4・6・7類		●		●	—	●	—	●	●		0-35
乙種第6類	一般受験者（免除なし）					—		—				1-45
	設備士 免状所持者	甲種1～4類・乙種1～4・7類	●			—		—				1-30
		甲種5類・乙種5類	●		●	—		—				1-15
	電工・電主の免状所持者					—		—				1-45
	複数の免状 資格所持者	甲種1～4類・乙種1～4・7類+電工・電主	●			—		—				1-30
		甲種5類・乙種5類+電工・電主	●		●	—		—				1-15
	技術士の資格所持者（機械部門に限る。下記**6も同じ）				●	—	●	—	●			0-45
	複数の 免状資格 所持者	技術士**6+甲種1～5類・乙種1～5・7類		●		●	—	●	—	●		
技術士**6+電工				●	—	●	—	●			0-45	
技術士**6+甲種1～5類・乙種1～5・7類+電工		●		●	—	●	—	●			0-35	
特定の消防団員				●	—		—			●	1-15	
複数の 免状資格 所持者	特定の消防団員+甲種1～5類・乙種1～5・7類		●		●	—		—		●		1-00
	特定の消防団員+技術士**6				●	—	●	—	●	●		0-35
	特定の消防団員+技術士**6+甲種1～5類・乙種1～5・7類		●		●	—	●	—	●	●		0-35

別表 1

指定学科一覧表（例示）

次の「学科」を修めて卒業した者は、「卒業証明書（原本）」又は「卒業証書（写し）」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科 エネルギー工学科	
オ	応用化学科 応用機械工学科 応用理化学科	
カ	開発学科 海洋建築工学科 海洋土木工学科 化学工学科 環境工学科 環境計画工学科 環境整備工学科 画像工学科	開発機械科 化学工学科 環境工学科
キ	機械工学科 機械理学科 基礎工学科 金属工学科 機器工学科 機能機械学科 機能高分子学科 機関科 機械システム工学科	機械工学科 機械技術科 機械工作科 機械製図科 機関科 金属工業科
ケ	計測工学科 建設工学科 建築工学科 建築工芸学科 原動機科	計測科 建設科 建築科 原動機科
コ	工業化学科 交通工学科 光電工学科 構造工学科 構築工学科 合成化学工学科 高分子工学科	工業科 工業管理科 高分子工学科 航空車両整備科
サ	産業機械工学科 材料工学科	材料技術科 産業技術科
シ	資源開発工学科 資源循環工学科 社会開発工学科 情報処理工学科 情報工学科	色染化学科 自動車科 自動制御科 情報システム科 情報通信科
ス	水工土木工学科	水産工学科
セ	制御工学科 石油化学科 繊維システム工学科 生産工学科 精密工学科 生産精密工学科 設備工学科 繊維工学科 船舶機関工学科	制御機械科 生産機械科 精密機械科 設備科 セラミック科 繊維工学科
ソ	造船学科	総合技術科 造船科
ツ	通信工学科	通信工業科 [チ] 地質工学科
テ	鉄鋼冶金学科 電気工学科 電気機械工学科 電機工学科 電子工学科 電波通信学科 電子電気工学科 電子物性工学科 電子理学科 電気電子システム工学科	電気科 電気工事科 電子科 電子工業科 電波科
ト	都市工学科 土木工学科 動力機械工学科	都市工学科 土木科
ネ	燃料工学科	
ノ	農業機械学科 農業土木工学科	農業工学科
ハ	船用機械工学科 船用機関科 反応化学科	
フ	物質工学科	[ム] 無線通信科
ユ	有機材料工学科	[ヤ] 冶金科
ヨ	溶接工学科	窯業科

《注1》「工学科」「学科」「技術」「科」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱うものとします。

《注2》上記の指定学科には、組み合わせたものも含まれます。

(例) 機械工学—交通機械 農業機械 機械システム 機械制御 機械材料等

《注3》上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表 2

授業科目一覧表(例示)

次の名称の授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	アナログ電子回路 圧縮性流水 油空圧工学	
イ	移動工学 一般構造(土木系・建築系のみ)	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス	応用力学 織物機械
カ	ガスタービン 化学工学 火災工学 加工機械学 加工冶金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現象論 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 岩盤力学 環境関係(土木系・建築系のみ)	化学工学 化学工業一般 化学工場 化学装置 化学反応 環境工学
キ	CAD/CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材料学 機械要素 機器制御 機器分析 機構学 機素動力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 凝固加工学 基礎工学・基礎構造(土木系・建築系のみ)	機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗船実習 金属加工 金属材料 漁船機関
ク	空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	システム工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 計測・制御 建築一般 建築構造 原動機 建築測量 原子工学一般
コ	コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合成化学	工業一般 工業数理 工業化学 工業基礎 工業材料 工業分析 工芸材料力学 鉱山機械
サ	作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触媒化学 産業機械	材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工
シ	システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 照明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動学	色染化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学
ス	スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学	水工 水産工学 水道 水利 水理
セ	セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器 制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学	生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学	造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備	
チ	地質学 鑄造学 超音波工学 超電導(超伝導)工学 直流機器	地下資源開発 地質工学
ツ	通信工学 通信機器 通信網工学	通信工学 通信機器 通信技術
テ	データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響	電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備

	電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統	
ト	トラクタ実習 都市環境 都市工学 都市設備学 土質工学 土木工学 動力工学 道路工学 導電材料 特殊材料学 特殊鋼学	特殊材料 土質 土質力学 土木一般 土木施工 都市工学
ナ	内燃機関 軟弱地盤工学	
ニ	荷役機械	
ネ	熱工学 熱機関 熱流体力学 熱力学 粘性 燃焼工学 燃料合成化学 燃料分析化学	
ノ	能動回路 農業機械工学 農業土木学 農業揚水機 農用トラック工学 農用内燃機関学	農業機械 農業水利 農業土木設計
ハ	パルス回路 波動振動 破壊力学 配電工学 発電工学 鋼構造 船用機関 発電工学 反応工学 半導体	発送配電 ハードウェア技術 船用機関 船用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 非金属材料 光工学 光エレクトロニクス 光通信工学 光情報工学	
フ	ファインケミカル工業化学 プラズマ工学 物質強度学 プラント工学 プレストレストコンクリート工学 プロセス工学 浮体静水力学 分析化学 物理有機化学 分離精練工学	船用機関 船用電気
ヘ	平面及び曲面構造論 変電所	
ホ	ボイラー工学 放電工学 防災工学 防災設備	放射化学 ボイラー
マ	マイクロデバイス マイクロ波工学	
ミ	水資源工学	
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線	無線工学 無機工業化学
メ	メカトロニクス	[モ] 木工機械
ヤ	冶金工学	や金一般 や金実習
ユ	油圧工学 輸送機械 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 有機構造 有機合成学 有機反応 有線機器学	有機工業化学
ヨ	溶接工学 溶接機器 溶接設計 溶接冶金学	溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 理論有機化学 流水学 流体工学 流体回路 量子エレクトロニクス 量子電子工学	林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学	冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路	炉・燃料

《注1》「工学」、「学」、「技術」等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取り扱うものとします。

《注2》上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます（認められない科目もあります。）。

（例）機械工学－機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》詳細は、当支部 ☎(027)280-6123 までお問合せください。

個人情報の取扱いについて

一般財団法人消防試験研究センター（以下「当センター」という。）は、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

当センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、収集した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 当センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

(1) 個人情報の内容

氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

(2) 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、試験における座席への氏名表示、免状交付申請書、受験票への表示、免状作成、免状交付状況に係る事項等の当センターの業務の範囲内で行います。

2 当センターは、利用目的を達成するため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。

※ 一般財団法人消防試験研究センターは、試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は一切行っておりません。

一般財団法人 消防試験研究センター 群馬県支部

〒371-0854

前橋市大渡町1-10-7

群馬県公社総合ビル5階

TEL：(027)280-6123

FAX：(027)280-6124

<https://www.shoubo-shiken.or.jp>

